

別添 「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定の申請</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する<u>臨床研修施設申請書1(施行通知の様式1)</u>を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所が、臨床研修施設群に協力型臨床研修施設、協力型相当大学病院又は連携型臨床研修施設を<u>加除し臨床研修施設群の構成を変更した上で、再度、同様の臨床研修を行う</u>おおうとする場合には、(5)の手続に従うこと。</p> <p>(2) <u>臨床研修施設申請書1(施行通知の様式1)</u>には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大学病院の<u>大学病院概況表(様式1)</u></p> <p>ウ 研修協力施設と共同して臨床研修を行うおおうとする場合にあっては、<u>研修協力施設の研修協力施設概況表(施行通知の様式2)</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定の申請</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する<u>指定申請書(施行通知の様式1)</u>を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所が、臨床研修施設群に協力型臨床研修施設又は協力型相当大学病院を<u>加除し臨床研修施設群の構成を変更した上で、再度、同様の臨床研修を行う</u>おおうとする場合には、(5)の手続に従うこと。</p> <p>(2) <u>指定申請書</u>には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ プログラム責任者履歴書(施行通知の様式2)</p> <p>ウ <u>当該病院又は診療所の歯科医師名簿(施行通知の様式3)</u></p> <p>エ <u>当該指定に係る臨床研修施設群を構成することとなる病院又は診療所及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類(様式1)</u></p> <p>オ 共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大学病院の<u>大学病院概況表(様式2)</u>及び<u>大学病院承諾書(様式3)</u></p> <p>カ 研修協力施設と共同して臨床研修を行うおおうとする場合にあっては、<u>研修協力施設の研修協力施設概況表(施行通知の様式4)</u>及び<u>研修協力施設承諾書(施行通知の様式5)</u></p>

<p>(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の<u>大学病院概況表（様式1）</u>を作成し、<u>管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願</u>いしていること。</p> <p>(4) <u>管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書1（施行通知の様式1）及び添付書類と、協力型臨床研修施設に関する臨床研修施設申請書2（施行通知の様式2）及び添付書類並びに協力型相当大学病院に関する大学病院概況表（様式1）</u>を一括して、<u>当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</u></p> <p>(5) <u>臨床研修施設群に新たに協力型相当大学病院を追加して再度同様の臨床研修を行おうとする場合、又は既に協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行っている臨床研修施設群であって新たに協力型臨床研修施設、協力型相当大学病院又は連携型臨床研修施設を削除し再度同様の臨床研修を行おうとする場合には、管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該管理型臨床研修施設に関する臨床研修施設申請書1（施行通知の様式1）と、新たに協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書2（施行通知の様式2）及び添付書類（新たに共同して臨床研修を実施する協力型相当大学病院がある場合には大学病院概況表（様式1）を含む。）、並びに当該臨床研修施設群における指定の取消しを受けようとする協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の取消申請書（施行通知の様式3）</u>を取りまとめ、一括して当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。なお、新たに共同して臨床研修を行おうとする研修協力施設がある場合には、当該施設に係る<u>研修協力施設概況表（施行通知の様式2）</u>を添付すること。</p>	<p>(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の<u>大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）</u>を作成し、<u>管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願</u>いしていること。</p> <p>(4) <u>管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、当該病院又は診療所に関する指定申請書及び添付書類と、協力型臨床研修施設に関する指定申請書及び添付書類並びに協力型相当大学病院に関する大学病院概況表及び大学病院承諾書を一括して、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</u></p> <p>(5) <u>臨床研修施設群に新たに協力型相当大学病院を追加して再度同様の臨床研修を行おうとする場合、又は既に協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行っている臨床研修施設群であって新たに協力型相当大学病院又は協力型臨床研修施設を削除し再度同様の臨床研修を行おうとする場合には、管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該管理型臨床研修施設に関する指定申請書（施行通知の様式1）及び臨床研修施設群を構成することとなる施設及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（様式1）と、新たに協力型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所に関する指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（新たに共同して臨床研修を実施する協力型相当大学病院がある場合には大学病院概況表及び大学病院承諾書を含む。）、並びに当該臨床研修施設群における指定の取消しを受けようとする協力型臨床研修施設の取消申請書（施行通知の様式10）</u>を取りまとめ、一括して当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。なお、新たに共同して臨床研修を行おうとする研修協力施設がある場合には、当該施設に係る<u>研修協力施設概況表（施行通知の様式4）</u></p>
---	--

<p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の申請</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の開設は、臨床研修の開設者、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、管理型相当大学病院の管理者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を經由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。なお、既に協力型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている臨床研修施設群以外の臨床研修施設群において臨床研修を行うとすればならないこと。新たに協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。</p> <p>ア 当該病院又は診療所の歯科医師名簿（施行通知の様式3）</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）</p> <p>エ 当該指定に係る臨床研修施設群を構成することとなる病院又は診療所及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（様式1）</p> <p>オ 共同して臨床研修を行うこととなる管理型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）</p> <p>カ 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うとすればならないこと。協力量型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）</p>	<p>2 及び研修協力施設承諾書（様式5）を添付すること。</p> <p>管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の指定の申請</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修施設の開設は、臨床研修の開設者、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院又は診療所に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、管理型相当大学病院の管理者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を經由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。なお、既に協力型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、現に指定を受けている臨床研修施設群以外の臨床研修施設群において臨床研修を行うとすればならないこと。新たに協力型臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 臨床研修施設申請書2（施行通知の様式2）には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共同して臨床研修を行うこととなる管理型相当大学病院の大学病院概況表（様式1）</p> <p>ウ 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うとすればならないこと。協力量型相当大学病院の大学病院概況表（様式1）</p>
---	--

<p>キ 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、<u>研修協力施設の研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）</u></p> <p>(3) <u>管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成するようお願いしていること。</u></p> <p>(4) <u>協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。</u></p> <p>(5) <u>管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修施設の指定申請書及び添付書類並びに協力型相当大学病院に関する大学病院概況表及び大学病院承諾書を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修施設の（2）イからキまでの添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。</u></p>	<p>キ 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、<u>研修協力施設の研修協力施設概況表（施行通知の様式2）</u></p> <p>(3) <u>管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式1）を作成するようお願いしていること。</u></p> <p>(4) <u>協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式1）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。</u></p> <p>(5) <u>管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の臨床研修施設申請書2（施行通知の様式2）及び添付書類並びに協力型相当大学病院に関する大学病院概況表（様式1）を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の（2）アからエまでの添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。</u></p>
<p>第3 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の指定の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の指定の基準</p> <p>管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する施行通知の5（3）の臨床研修施設の指定の基準の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設の指定を受けようとする者を見なすこと。また、この場合において、</p>	<p>第3 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の指定の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定の基準</p> <p>管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する施行通知の5（3）及び5（4）の臨床研修施設の指定の基準の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設の指定を受けようとする者を見なすこと。</p>

併せて協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行おうとするときは、当該協力型相当大学病院を協力型臨床研修施設の指定を受けようとする者で見なすこと。

第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の変更の届出

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の変更の届出

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の変更の届出

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) コに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式4)を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願いしていること。

(3) 管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設変更届出書又は大学病院変更届出書を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設から臨床研修施設変更届出書の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型臨床研修施設の変更届出書は、速やかに当該臨床研修施設変更届出書又は当該大学病院変更届出書を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

また、この場合において、併せて協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行おうとするときは、当該協力型相当大学病院を協力型臨床研修施設の指定を受けようとする者で見なすこと。

第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の変更の届出

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の変更の届出

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の変更の届出

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) コに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式1)を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願いしていること。

(3) 管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設変更届出書1(施行通知の様式1)又は大学病院変更届出書(様式1)を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設から臨床研修施設変更届出書2(施行通知の様式2)の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書(様式1)の送付を受けた管理型臨床研修施設の開設者は、速やかに当該臨床研修施設変更届出書2(施行通知の様式2)又は当該大学病院変更届出書(様式1)を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄

<p>する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力量型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の変更の届出</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力量型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の変更の届出</p> <p>設又は連携型臨床研修施設の開設者は、アからキまでに掲げる事項に 変更が生じたときは、<u>臨床研修施設変更届出書 2 (施行通知の様式 2)</u> をもって、また、クからココまでに掲げる事項に変更が生じたときは、 大学病院変更届出書 (様式 1) をもって、その日から起算して1月以 内に、その旨を共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者 を經由して厚生労働大臣に届けなければならないこと。ただし、ク 又はコに掲げる事項に変更が生じた場合において、管理型相当大学病 院の管理者が送付した大学病院変更届出書 (様式 1) が当該管理型相 当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達し たときは、また、ケに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力 型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書 (様式 1) が 管理型相当大学病院の管理者を經由して当該管理型相当大学病院の所 在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それ ぞれ協力量型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の開設者がその旨を 届け出したものとみなすこと。</p> <p>さらに、協力量型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設においては、 アからキまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に 管理型相当大学病院に相談すること。</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) ク 又はコに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届 出書 (様式 1) を作成し、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄す る地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしている こと。</p>	<p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力量型臨床研修施設 の変更の届出</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力量型臨床研修施 設の開設者は、アからキまでに掲げる事項に変更が生じたときは、 <u>臨床研修施設変更届出書 (施行通知の様式 7)</u> をもって、また、クか らココまでに掲げる事項に変更が生じたときは、<u>大学病院変更届出書 (様式 4)</u> をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同 して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を經由して厚生労 働大臣に届けなければならないこと。ただし、ク又はコに掲げる 事項に変更が生じた場合において、管理型相当大学病院の管理者が 送付した大学病院変更届出書 (様式 4) が当該管理型相当大学病院の 所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、 また、ケに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力量型相当大 学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書 (様式 4) が管理型相 当大学病院の管理者を經由して当該管理型相当大学病院の所在地を 管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それぞれ 協力量型臨床研修施設の開設者がその旨を届け出したものとみなすこ と。</p> <p>さらに、協力量型臨床研修施設においては、アからキまでに掲げる 事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病 院に相談すること。</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) ク又はコに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の<u>大学病院変 更届出書 (様式 4)</u> を作成し、当該管理型相当大学病院の所在地を 管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いし ていること。</p>
--	---

<p>(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ケに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式1)を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(1)ケに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合に管理型相当大学病院に相談するようお願いしていること。</p> <p>(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設から臨床研修施設変更届出書(様式2)(施行通知の様式2)の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに当該臨床研修施設変更届出書(様式1)の送付を受けた管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。</p>	<p>(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ケに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式4)を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(1)ケに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしていること。</p> <p>(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設から臨床研修施設変更届出書(様式4)の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに当該臨床研修施設変更届出書又は大学病院変更届出書を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。</p>
<p>第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行う年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関する書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 臨床研修施設群を構成する病院又は診療所及び大学病院相互</p>	<p>第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行う年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関する書類を添えて臨床研修施設変更届出書1(施行通知の様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>ア・イ (略)</p>

<p>間<u>の連携体制を記載した書類</u> (様式1)</p> <p>エ <u>協力型相当大学病院の大学病院概況表 (変更等記載用)</u> (様式5)</p> <p>オ <u>協力型相当大学病院の構成に変化がある場合にあっては、新たに管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院承諾書</u> (様式3)</p> <p>カ <u>研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、研修協力施設の研修協力施設概況表 (施行通知の様式9) 及び研修協力施設承諾書 (施行通知の様式5)</u></p> <p>(2) <u>協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表 (変更等記載用) (様式5) を作成し、また、新たに管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表 (変更等記載用) (様式5) 及び大学病院承諾書 (様式3) を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願いしていること。</u></p> <p>(3) <u>協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設に関する研修プログラム変更・新設届出書とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</u></p> <p>2 <u>管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出</u></p> <p>(1) <u>管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うおうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関するし、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書</u></p>	<p>ウ <u>協力型相当大学病院の大学病院変更届出書</u> (様式1)</p> <p>エ <u>研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、研修協力施設の研修協力施設概況表 (施行通知の様式2)</u></p> <p>(2) <u>協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院変更届出書 (様式1) を作成し、また、新たに管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院変更届出書 (様式1) を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願いしていること。</u></p> <p>(3) <u>協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設変更届出書1 (施行通知の様式1) 及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する臨床研修施設変更届出書2 (施行通知の様式2) とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</u></p> <p>2 <u>管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の研修プログラムの変更又は新設の届出</u></p> <p>(1) <u>管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを変更する場合は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うおうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関するし、次に掲げる書類を添えて臨床研修施設変更届</u></p>
--	---

<p>出書2(施行通知の様式2)を、共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならぬ場合と。ただし、管理型相当大学病院の管理者を經由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>立 管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院の大学病院変更届出書(様式1)</p> <p>才 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合には、新たに管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院変更届出書(様式1)</p> <p>才 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、研修協力施設の研修協力施設概況表(施行通知の様式2)</p> <p>(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院変更届出書(様式1)を作成し、新たに管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院変更届出書(様式1)を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院変更届出書(様式1)を作成し、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の臨床研修施設変更届出書2(施行通知の様式2)及び添付書類を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数</p>	<p>(施行通知の様式8)を、共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならぬ場合と。ただし、管理型相当大学病院の管理者を經由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 臨床研修施設群を構成する病院又は診療所及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類(様式1)</p> <p>才 管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)</p> <p>才 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合には、新たに管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)及び大学病院承諾書(様式3)</p> <p>才 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、研修協力施設の研修協力施設概況表(施行通知の様式9)及び研修協力施設承諾書(施行通知の様式5)</p> <p>(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)を作成し、新たに管理型臨床研修施設と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)及び大学病院承諾書(様式3)を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)を作成し、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付す</p>
--	---

<p>の協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の年次報告</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の年次報告</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書1(施行通知の様式1)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表(様式1)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合は、<u>研修協力施設概況表(施行通知の様式2)</u>を添付すること。</p> <p>(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の<u>大学病院概況表(様式1)</u>を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する年次報告書1(施行通知の様式1)及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する年次報告書2(施行通知の様式2)とを、一括して当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の年次報告</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設</p>	<p>るようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修施設の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の年次報告</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の年次報告</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書(施行通知の様式8)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表(変更記載用)(様式5)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合は、<u>研修協力施設概況表(施行通知の様式9)</u>を添付すること。</p> <p>(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の<u>大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)</u>を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する年次報告書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設に関する年次報告書とを、一括して当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の年次報告</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する</p>
<p>の協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の年次報告</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の年次報告</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書1(施行通知の様式1)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表(様式1)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合は、<u>研修協力施設概況表(施行通知の様式2)</u>を添付すること。</p> <p>(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の<u>大学病院概況表(様式1)</u>を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する年次報告書1(施行通知の様式1)及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する年次報告書2(施行通知の様式2)とを、一括して当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の年次報告</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設</p>	<p>るようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修施設の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の年次報告</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の年次報告</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書(施行通知の様式8)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表(変更記載用)(様式5)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合は、<u>研修協力施設概況表(施行通知の様式9)</u>を添付すること。</p> <p>(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の<u>大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)</u>を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する年次報告書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設に関する年次報告書とを、一括して当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の年次報告</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する</p>

